

次期滋賀県過疎地域持続的発展計画（案）について

1 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第 9 条の規定に基づき、本県の過疎地域の持続的発展を図るため、令和 8 年度～12 年度を期間とする滋賀県過疎地域持続的発展計画（以下「計画」という。）を策定する。（現行計画の期間：令和 3 年度～7 年度）

※過疎法は、令和 13 年 3 月 31 日までの時限立法

※過疎法第 7 条に基づく県方針は、令和 7 年 8 月に策定済

2 過疎法に基づく本県の過疎地域

<全部過疎>

甲良町

<一部過疎>

長浜市（旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町）

高島市（旧朽木村）

東近江市（旧永源寺町、旧愛東町）

3 計画（案）の内容

- ・ 過疎地域の持続的発展計画の基本方針に関する事項
- ・ 計画期間
- ・ 過疎地域の持続的発展に関する目標
- ・ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ・ 令和 3 年度～7 年度計画に係る評価
- ・ 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項
- ・ その他過疎地域の持続的発展に関し県が必要と認める事項

4 今後の予定

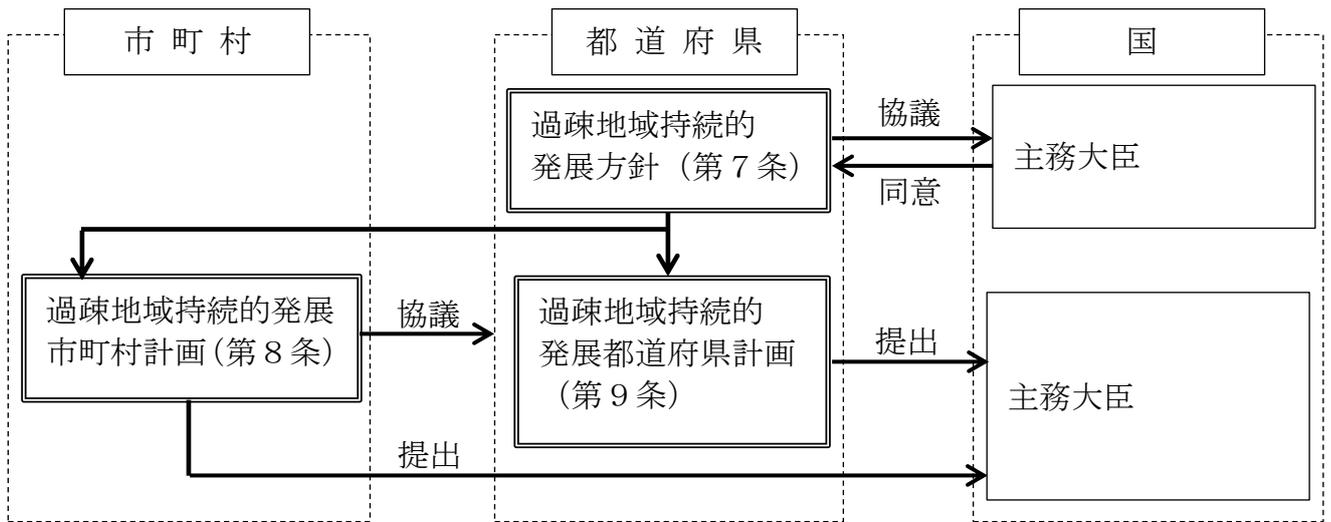
令和 8 年 3 月 県計画策定

※市町計画の策定状況

令和 7 年 12 月 甲良町 議決

令和 8 年 3 月 長浜市、高島市、東近江市 議決予定

(参考) 過疎法における計画の位置づけ



滋賀県過疎地域持続的発展計画(案)【概要版】

※現行計画からの変更点および追記事項を赤字下線で記載。

1 基本的な事項

県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定により策定した県過疎地域持続的発展方針(令和7年8月策定)に基づき、本県の過疎地域を有する市町に協力して、県が講じようとする措置について、同法第9条の規定により定めるもの。

本県の過疎地域の厳しい実情を踏まえるとともに、過疎地域の資源を最大限生かし、過疎地域を有する市町の考え方に沿って、当該市町の取組を支援し、過疎地域の持続的発展を図る。

県北部地域において進める地域づくりや人材育成の取組成果、ノウハウを過疎地域の持続的発展につなげる。

当該市町との連携をさらに強化するとともに、地域住民やNPO、民間企業、大学・高校など多様な主体と協働し、諸施策を実施する。

ハード事業に加えて、地域の実情に合ったソフト対策も併せて講じることにより、過疎地域の持続的発展に向け取組を推進する。

(1) 計画期間

5年間(令和8年度から令和12年度まで)

(2) 過疎地域の持続的発展に関する目標

過疎地域を有する長浜市、高島市、東近江市および甲良町が市町の過疎地域持続的発展計画で定めている人口に関する目標を、本計画の目標とする。

【長浜市】	105,147人以上	【高島市】	42,000人以上
【東近江市】	107,736人以上	【甲良町】	5,800人以上

(3) 計画の達成状況の評価

毎年度、計画記載事業等について実績を調査し、市町計画の達成状況に関する評価結果とあわせて確認することにより、過疎地域の現状を把握する。その上で、本計画が過疎地域の持続可能な地域社会の形成や地域活力の向上等に貢献できているかを評価する。

(4) 令和3年度～7年度計画に係る評価について

県計画および各市町計画に基づき、農業の振興、県道等の基盤整備やへき地医療への支援等、過疎地域の生活環境の維持向上や産業の活性化等の事業を推進した。また、新たな担い手の確保や地域間交流の取組として、移住の促進や関係人口の創出により、過疎地域の振興に寄与した。

加えて、各市町や各地域が抱える課題等について県として把握するとともに、市町相互間の連絡調整ならびに市町が過疎地域の持続的発展のために取り組む事業に対する支援に努めた。

一方で、本県の過疎地域における人口減少は依然として進行しており、各地域において担い手不足は共通した課題となっていることから、市町と連携し、引き続き過疎地域の持続的発展に向けた事業推進が必要である。

2 過疎地域における移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項

- ・おしごと旅による関係人口創出事業
- ・企業研修誘致コーディネーター業務
- ・滋賀移住促進情報発信事業(移住者交流会)

3 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

(1) 農業の振興

- ・新規就農者確保事業
- ・中山間地農業ルネッサンス推進事業
- ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業

(2) 林業の振興

- ・林道事業
- ・農地漁場水源確保森林整備事業

(3) 水産業の振興

- ・河川漁業振興対策事業
- ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業
- ・川の魅力まるごと体感事業

(4) 商工業、情報通信産業等の振興

- ・発酵産業魅力発信事業
- ・中小企業成長展開支援事業
- ・産業用地開発事業

(5) 観光の開発

- ・観光産業活性化事業
- ・ピワイチ観光推進事業

4 過疎地域における情報化に関する事項

- ・しらしが(しらせる滋賀情報サービス)の運用

5 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

- ・林道、県道、国道整備事業
- ・鉄軌道関連施設整備費補助金
- ・バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業

6 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

- ・防犯カメラ設置促進事業
- ・下水道広域化推進総合事業

7 過疎地域における子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

- ・老人クラブ活動費補助金
- ・生活支援基盤整備推進事業
- ・地域子育て支援事業
- ・就学前教育・保育施設整備事業

8 過疎地域における医療の確保に関する事項

- ・へき地医療支援機構委託(法第20条の規定に基づくもの)
- ・国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)

9 過疎地域における教育の振興に関する事項

- ・クラブアドバイザー配置事業
- ・「北の近江振興」高校魅力化推進プロジェクト事業

10 過疎地域における集落の整備に関する事項

- ・自治振興交付金(山村辺地等活性化事業・地域救急対応力向上促進事業)

11 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

- ・北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業
- ・指定文化財保存修理等補助金

12 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

- ・スマート・ライフスタイル普及促進事業
- ・省エネ・再エネ等推進加速化事業

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ・県税の課税免除(事業税、不動産取得税、固定資産税)
- ・自治振興交付金提案事業

14 過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策、過疎地域市町相互間の連絡調整、人的および技術的援助その他必要な援助

計画の実施にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、全県的な見地から、過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策を講じるとともに、関係市町間の連絡調整ならびに市町が過疎地域の持続的発展のために取り組む事業に対する人的および技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

※現行計画からの変更点および
追記事項を赤字下線で記載。

滋賀県過疎地域持続的発展計画 (案)

令和8年3月 策定

滋 賀 県

滋賀県過疎地域持続的発展計画 目次

1	基本的な事項	1
2	過疎地域における移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項	<u>2</u>
3	過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および観光の開発に関する事項	<u>3</u>
	（1）農業の振興	<u>3</u>
	（2）林業の振興	4
	（3）水産業の振興	5
	（4）商工業、情報通信産業等の振興	<u>5</u>
	（5）観光の開発	6
4	過疎地域における情報化に関する事項	7
5	過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項	<u>7</u>
6	過疎地域における生活環境の整備に関する事項	<u>8</u>
7	過疎地域における子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項	<u>9</u>
8	過疎地域における医療の確保に関する事項	<u>10</u>
9	過疎地域における教育の振興に関する事項	<u>10</u>
10	過疎地域における集落の整備に関する事項	<u>11</u>
11	過疎地域における地域文化の振興等に関する事項	<u>12</u>
12	過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項	<u>12</u>
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	<u>13</u>
14	過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策、過疎地域市町間の連絡調整、人的および技術的援助その他必要な援助	<u>13</u>

滋賀県過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

滋賀県過疎地域持続的発展計画(以下「計画」という。)は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第7条の規定により策定した滋賀県過疎地域持続的発展方針(令和7年8月策定)に基づき、本県の過疎地域を有する市町に協力して、県が講じようとする措置について、同法第9条の規定により定めるものです。

本県の過疎地域の厳しい実情を踏まえるとともに、豊かな自然など過疎地域の資源を最大限活かし、過疎地域を有する長浜市、高島市、東近江市および甲良町のまちづくりの考え方に沿って、当該市町の取組を支援し、過疎地域の持続的発展を図ります。当該市町との連携をさらに強化するとともに、地域住民やNPO、民間企業、大学・高校など多様な主体と協働し、諸施策を実施します。

加えて、県北部地域において進める地域づくりや、人材育成の取組成果やノウハウを過疎地域の持続的発展につなげます。

また、県道や林道等のハード事業に加えて、移住交流や定住促進、交通手段や医療の確保、地域におけるデジタル化の推進への支援など、地域の実情に合ったソフト対策も併せて講じることにより、過疎地域の持続的発展に向け取組を推進します。

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

(2) 過疎地域の持続的発展に関する目標

過疎地域を有する長浜市、高島市、東近江市および甲良町が市町の過疎地域持続的発展計画で定めている人口に関する目標を、本計画の目標とします。

【長浜市】	<u>105,147</u> 人以上	【高島市】	<u>42,000</u> 人以上
【東近江市】	<u>107,736</u> 人以上	【甲良町】	<u>5,800</u> 人以上

(3) 計画の達成状況の評価

毎年度、計画記載事業等について実績を調査し、市町計画の達成状況に関する評価結果とあわせて確認することにより、過疎地域の現状を把握します。その上で、本計画が過疎地域の持続可能な地域社会の形成や地域活力の向上等に貢献できているかを評価します。

(4) 令和3年度～7年度計画に係る評価について

県計画および各市町計画に基づき、農業の振興、県道等の基盤整備やへき地医療への支援等、過疎地域の生活環境の維持向上や産業の活性化等の事業を推進しました。また、新たな担い手の確保や地域間交流の取組として、移住の促進や関係人口の創出により、過疎地域の振興に寄与しました。加えて、各市町や各地域が抱える課題等について県として把握するとともに、市町相互間の連絡調整ならびに市町が過疎地域の持続的発展のために取り組む事業に対する支援に努めました。

一方で、本県の過疎地域における人口減少は依然として進行しており、各地域において担い手不足は共通した課題となっていることから、市町と連携し、引き続き過疎地域の持続的発展に向けた事業推進が必要となります。

2 過疎地域における移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項

豊かな自然環境をはじめとした過疎地域が有する魅力の発信、地域における受入体制の整備、都市農村交流の取組等様々な形で過疎地域に関わる機会を設けるとともに、東京・大阪等の拠点を活用し、二地域居住の促進や関係人口の創出、移住交流や定住の促進を図ります。

事業名	事業内容
<u>クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金</u>	<u>民間事業者等がクラウドファンディングを活用して、県北部地域の振興に資する新たな活動や事業を行う場合に、集まった支援額に応じて必要となる手数料の一部を支援する。</u>
<u>おしごと旅による関係人口創出事業</u>	<u>人手不足に課題を抱える事業者と旅をしながら働きたい人をオンライン上でマッチングさせる民間プラットフォームの活用を促すための事業者支援を行い、地域外から人を呼び込むことで「人手不足解消」と「関係人口創出」を図ります。</u>
<u>企業研修誘致コーディネーター業務</u>	<u>県北部地域ならではの企業研修コンテンツを磨き上げ、企業研修誘致活動を行うことで、「企業研修の受け入れが盛んな県北部地域」というブランディングの醸成を図ります。</u>
<u>地域共創型シビックプライド醸成・魅力発信事業</u>	<u>若者など多様な主体による地元の魅力再発見、それを生かした企画アイデアの創出、協働による実践までの一連のプロセスを伴走支援することで、地域への誇りと愛着を育むとともに、新たな魅力発信に係る取組創出につなげます。</u>
<u>地域コーディネーター養成事業</u>	<u>圏域を超えて、プラットフォームや地域のコミュニティと人材や団体をつなげるための人材（地域コーディネーター）育成・確保を行います。</u>
<u>地域の担い手創出事業</u>	<u>少子高齢化や若者の転出超過等の影響による地域活性化の担い手不足等に対応するために、担い手の人材育成や外部人材の活用を目的として行われる取組に支援します。</u>
関係人口創出事業	デジタル技術の活用を図りながら、多様な体験価値を提供し続けることで、全国の「地方に関心を寄せる方々」を効果的に本県に誘引し、県内の各地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出、拡大につなげていきます。
<u>滋賀移住促進情報発信事業（移住者交流会）</u>	<u>先輩移住者等との交流会を実施することにより移住促進につなげます。また、移住者同士の交流の場としても定住促進につなげます。</u>
<u>琵琶湖「企業の森」推進事業</u>	<u>より多くの企業等に対して「やま」との様々な関わり方を提案・情報発信するとともに、地域の受入団体の掘り起こしや山村の魅力発信を行うことで企業と地域の具体的なマッチングを行い、農山村活性化を図ります。</u>

事業名	事業内容
<u>巨樹・巨木林保全活用事業</u>	<u>琵琶湖源流域の水源の森に残る巨樹・巨木林の保全活動に対して支援を行うとともに、地域資源の持続的な活用のため、地域、企業、大学などの連携を促進し、活動基盤の構築や人材育成を行います。</u>
<u>移住就業促進事業</u>	<u>東京圏から県内に移住し、対象中小企業に就業した者等に移住支援金を支給する市町に対して、補助金を交付します。</u>
空き家対策事業	空き家を移住などの地域活性化につながる資源として活用するため、空き家の建物状況調査、リフォームに対し支援を行います。

3 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

(1) 農業の振興

集落営農組織等の育成や担い手の確保、基盤施設の整備、獣害対策、農産物のブランド化、スマート農業による省力化などにより地域農業の維持、活性化を図るとともに、過疎地域の農業・農村の有する多面的機能の発揮を図ります。

事業名	事業内容
自治振興交付金(たんぼのこ体験事業)	小学校が実施する農業体験学習等に要する経費について支援します。
<u>自治振興交付金(農作物獣害防止対策事業)</u>	<u>市町等が野生動物による農作物被害を防ぐために実施する防止技術(イノシシ・サル・ニホンジカ用電気柵、ニホンジカ用フェンス、イノシシ用フェンス、接近警報システム等)を導入するために要する経費について支援します。</u>
<u>しがの園芸産地次世代拠点づくり事業</u>	<u>園芸産地の強化に向けたロードマップの策定および実践を支援します。</u>
<u>農地集積・集約化推進事業</u>	<u>地域計画をベースとして担い手を中心とする農業構造への転換を図るため、市町やJA単位等の広域での担い手間の話し合いを進めるとともに、農地の集積・集約化を行う地域に助成を行います。</u>
<u>みらいにつなぐ獣害対策体制強化事業</u>	<u>鳥獣による農作物被害を抑えるため、新しい防除技術の実証・普及を進めるとともに、専門的知識を有する人材の育成等により防除体制を整備し、地域の被害に応じた獣害対策を促進します。</u>
農山漁村発イノベーション支援事業	農林漁業者の所得の増大や地域農業の活性化につながる6次産業化に取り組む意向を持つ農林漁業者や事業者の個別相談に応じるとともに、6次産業化の推進にむけて総合的なサポートを行います。

事業名	事業内容
<u>しがのスマート農業技術ジャンプアップ促進事業</u>	<u>農業者が減少する中で、今後の本県農業を担う経営体が「生産方式の革新」を伴うスマート農業技術をキーテクノロジーとして活用することで飛躍的に生産性を向上させ、経営改善を図ります。</u> <u>※「生産方式の革新」とは、機械の能力を最大限発揮できるように、生産方式を見直すこと。</u>
<u>就農促進事業</u> <u>新規就農促進・定着支援事業</u>	<u>農林水産業への関心を高め、農林漁業に携わる新たな人材を確保するため、就農意欲の喚起から就農相談、定着に至るまでの一貫した支援を提供します。</u>
新規就農者確保事業	就農前の研修期間および就農直後の給付金支給による新規就農者の確保を進めます。
農業農村整備事業	生産基盤の整備を推進し、生産性の向上、農業者の所得確保を図ります。
中山間地域等直接支払交付金	自然的・社会的・経済的に条件が不利な中山間地域等での農業生産活動等を行う農業者等を支援し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図ります。
<u>中山間地農業ルネッサンス推進事業</u>	<u>中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、地域の特色を活かした創意工夫あふれる取組、複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を推進します。</u>
<u>最適土地利用総合対策事業</u>	<u>中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる、最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に推進します。</u>
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業	地域共同で行う農地・水路等の日常管理と農村環境を保全する活動、多面的機能の増進を図る活動および施設の長寿命化を図る取組等に対して支援を行い、農村地域力の向上を図ります。

(2) 林業の振興

森林資源の利活用を推進するため、林道等の生産基盤の適切な維持管理や高性能林業機械の整備などにより、効率的な木材生産体制づくりなどにより森林資源の利用拡大を図ります。

事業名	事業内容
林道事業	市町、森林組合等が森林管理道・林業専用道・森林施業道の開設や、林道の改良・舗装を行う場合、その経費について支援します。
造林事業	計画的な森林整備を行う者に対し、造林・下刈・間伐等の森林施業と森林作業道の開設等を支援します。

事業名	事業内容
<u>農地漁場水源確保森林整備事業</u>	<u>農業用水の安定確保や漁場環境の改善を図る必要がある人工林において、除間伐等を実施することにより、森林吸収源対策と未整備森林の解消に資するものとします。</u>

(3) 水産業の振興

稚魚放流等による水産資源の増殖、漁業体験等の教育の場の提供、地域における食文化の継承、外来魚・カワウ対策などを実施することにより、水産業の振興を図ります。

事業名	事業内容
河川漁業振興対策事業	アユ・アマゴ・イワナの河川での増殖のための種苗放流に対して支援します。
<u>漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業</u>	<u>河川や湖岸域等において、漁業者と地域住民等が連携して行う生態系の維持・保全のための活動に対して支援します。</u>
<u>川の魅力まるごと体感事業</u>	<u>遊漁者の増加を図るため、河川漁連および河川漁協が主催する釣り教室や魚のつかみ取り体験などのイベントに対して支援します。</u>
カワウ漁業被害防止対策事業	漁場におけるカワウ被害防除のため、駆除や追い払い、防鳥糸の設置等に対して支援します。
外来魚駆除促進対策事業	外来魚捕獲にかかる経費について支援します。

(4) 商工業、情報通信産業等の振興

起業支援、空き店舗の有効活用、地域内での経済循環につながる新商品・新サービスの開発の支援、地域イベントの支援、AI・IoT機器の導入補助等デジタルツールの普及促進などにより、商工業等の振興を図ります。

事業名	事業内容
自治振興交付金(商店街基盤施設等整備事業)	振興組合、協同組合等が実施する商店街の駐車場整備促進、商店街の環境整備のための共同施設設置、カードシステム機器の導入事業に要する経費について支援します。
<u>発酵産業魅力発信事業</u>	<u>滋賀県の発酵産業のさらなる盛り上げと知名度向上を図るため、県北部3市を中心とした県内中小企業者の発酵製品の販売等によるPR活動を通して、滋賀の発酵製品の魅力を県内外の人々に知ってもらい、ファンを創出、関係人口増加につなげていきます。</u>
<u>中小企業成長展開支援事業</u>	<u>上場企業の輩出に向け、県内事業者を対象としたセミナー開催、上場準備に補助金を交付することで県内企業の成長展開をサポートし、地域経済への波及効果を創出します。</u>

事業名	事業内容
<u>産業用地開発事業</u>	<u>サプライチェーンの再構築等により、企業の設備投資が進む中、県が主体となり、市町と連携して産業用地を開発します。</u>
原子力発電施設等周辺地域 企業立地支援事業	対象地域で雇用の増加を生む事業所の新規立地や設備の増設を行った事業者(原則として製造業)に対し、事業者が支払った電気料金の実績等に基づき、一定期間にわたって補助金を交付します。
中小企業振興資金貸付金	中小企業等の経営の安定と体質改善等に必要な資金の貸付けを行います。
にぎわいのまちづくり総合 支援事業	商店街等のにぎわいを創出しようとする事業を支援します。

(5) 観光の開発

シガリズムの推進、体験・交流型の観光コンテンツやビワイチ等の推進、デスティネーションキャンペーン(DC)の実施などにより、観光振興を図ります。

事業名	事業内容
自治振興交付金(国際観光サイン整備事業)	市町、観光協会が実施する、国道・県道・市道・町道など観光案内標識整備、観光拠点場所に設置する広域観光案内板整備、名所旧跡・文化施設・体育施設等への案内・解説板整備に要する経費について支援します。
<u>県北部地域誘客促進事業</u>	<u>県北部地域における、魅力発信や観光誘客を目的としたイベントの新規開催や内容の充実化を支援することで、県内外からの誘客を促進するとともに、関係人口の増加を図ります。</u>
<u>観光産業活性化事業</u>	<u>国内外の旅行者向けに、トランスフォーマティブトラベルを推進(コンテンツ・旅行商品造成や販売促進)するとともに、誘客促進に向けた特別企画やプロモーションに取り組みます。</u>
<u>ビワイチ観光推進事業</u>	<u>県内全域への自転車による周遊観光を促進することを通じて、国内外からの来訪者が「ビワイチ」を安全に安心して楽しめるよう受入環境を整備し、体験者層の拡大を図ることにより地域活性化につなげます。</u>

4 過疎地域における情報化に関する事項

地域間の情報通信格差の是正を引き続き進めるとともに、日常生活における情報化・デジタル化の推進を図ります。

事業名	事業内容
しらしが(しらせる滋賀情報サービス)の運用	防災・防犯等の情報をはじめとする滋賀の安全・安心のための情報やイベントの情報を登録者に対して配信します。
<u>しがのスマート農業技術ジャンプアップ促進事業【再掲】</u>	<u>農業者が減少する中で、今後の本県農業を担う経営体が「生産方式の革新」を伴うスマート農業技術をキーテクノロジーとして活用することで飛躍的に生産性を向上させ、経営改善を図ります。</u> <u>※「生産方式の革新」とは、機械の能力を最大限発揮できるよう、生産方式を見直すこと。</u>

5 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

地域の林業の振興や地域交通の改善等に重要な役割を果たす基幹林道に指定された林道の整備、過疎地域と近隣地域とを結ぶ主要な県道の改良を進めることにより、広域的ネットワークの形成を図ります。また、鉄軌道関連施設のバリアフリー化等の整備促進を支援するとともに、地域の実情に応じた交通手段の確保に努めます。

事業名	事業内容
林道	横山岳線 幅員 4.0m 延長 500m
国道	国道 303 号 幅員 10.5m 延長 1,000m (杉野、杉本工区)
	<u>国道 303 号 幅員 10.5m 延長 1,300m</u> (<u>金居原・杉野工区</u>)
	<u>国道 303 号 幅員 10.0m 延長 200m</u> (<u>木之本工区</u>)
	<u>国道 307 号 幅員 12.0m 延長 300m</u> (<u>平柳工区</u>)
	<u>国道 307 号 幅員 12.0m 延長 750m</u> (<u>池寺工区</u>)
	<u>国道 307 号 駐車場・防災施設整備</u> (<u>道の駅「せせらぎの里こうら」</u>)
	<u>国道 365 号 幅員 9.0m 延長 2,800m</u> (<u>栃ノ木峠工区</u>)
	国道 367 号 幅員 7.0m 延長 300m (桑野橋工区)
	国道 421 号 幅員 15.0m 延長 3,400m (佐目工区)

事業名	事業内容
国道	国道 421 号 (佐目・萱尾工区) 幅員 8.5m 延長 2,200m
県道	<u>中河内木之本線 (川合工区)</u> 幅員 8.5m 延長 1,800m
	中河内木之本線 (中河内・菅並工区) 幅員 5.0m 延長 13,500m
	杉本余呉線 (杉本・上丹生工区) 幅員 8.5m 延長 1,800m
	<u>麻生古屋梅ノ木線 (地子原工区)</u> 幅員 7.0m 延長 1,600m
	<u>中里山上日野線整備事業 (外・高野工区)</u> 幅員 9.0m 延長 900m
<u>消雪施設更新事業</u>	<u>老朽化した道路の消雪施設を更新することで、積雪による交通障害を防ぎ、安全な冬期交通確保を図ります。</u>
鉄軌道関連施設整備費補助金	鉄軌道関連施設の円滑な整備(駅のバリアフリー等)を図るため、鉄軌道関連施設の整備促進を行う市町に対し、補助します。
バス運行対策費補助金	地方バス路線の運行を確保するため、国庫補助制度の活用により、路線バス事業者の運行欠損等に対し、市町と協調して補助します。
コミュニティバス等運行対策費補助金	地方バス路線の運行を確保するため、コミュニティバス等の運行事業を行う市町に対し、補助します。
<u>バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業</u>	<u>地域における生活交通を維持し、交通弱者の移動手段を確保するため、バス事業者等が行う生産性向上および労働環境改善への取組等に対して支援を行います。</u>

6 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

污水处理施設の維持管理や廃棄物の発生抑制、資源化の促進、不法投棄防止対策の推進等により自然環境への負荷削減に取り組むとともに、自治会等が取り組む安全なまちづくり活動への支援を実施することで、生活環境の保全を図ります。

事業名	事業内容
<u>防犯カメラ設置促進事業</u>	<u>滋賀県内における防犯カメラの設置促進を図るため、市町が自治会等に対し行う防犯カメラの設置に係る交付金の交付に要する経費に対し、予算の範囲内において市町に交付金を交付します。</u>
<u>自治振興交付金事業 (「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり活動支援事業)</u>	<u>市町が自主防犯活動団体・自治会等に対し行う「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり活動に係る交付金の交付に要する経費に対し、予算の範囲内において市町に交付金を交付します。</u>

事業名	事業内容
自治振興交付金(不法投棄監視員設置事業)	市町が廃棄物の不法投棄監視員を設置する経費について支援します。
自治振興交付金(不法投棄廃棄物処理事業)	不法投棄された廃棄物を市町が処理する経費について支援します。
<u>自治振興交付金(浄化槽維持管理事業)</u>	<u>浄化槽の適切な維持管理を促進するため、市町が、浄化槽の管理を行う者に対し、維持管理に要する費用を助成するために必要な経費について支援します。</u>
<u>汚水処理施設整備接続等交付金</u>	<u>公共用水域の水質保全を図るため、汚濁負荷削減を目的とした公共下水道の整備事業、浄化槽の設置事業等に要する経費について支援します。</u>
下水道広域化推進総合事業	朽木浄化センターおよび農業集落排水施設等で発生する汚泥等を高島浄化センターで受け入れ、効率的な共同処理を実施します。
下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金	公共下水道の終末処理場において行う窒素、リンの除去を目的とした高度処理施設の運転に要する電力料金および薬品費用について支援します。

7 過疎地域における子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できるように、生きがい対策や在宅医療、介護連携の推進等を図るとともに、放課後児童クラブの充実等による子育て環境の確保、持続可能な保育機能確保のための保育所等の多機能化等の取組支援に努めます。

事業名	事業内容
自治振興交付金(高齢者住宅小規模改造助成事業)	日常動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするための住宅改造事業に要する経費について支援します。
老人クラブ活動費補助金	老人クラブや市町老人クラブ連合会が行う、生きがいづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を支援します。
生活支援基盤整備推進事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等の体制整備を支援します。
市町在宅医療・介護連携推進事業	市町の在宅医療・介護連携推進の取組促進のため、先進事例の情報提供、セミナー実施、市町への個別支援を行います。
地域子育て支援事業	すべての子育て家庭を対象に、多様なニーズに応じた子育て支援事業を行う市町の経費について支援します。
放課後児童クラブ施設整備事業	放課後児童クラブの整備を行う市町の経費について支援します。

事業名	事業内容
<u>就学前教育・保育施設整備事業</u>	<u>市町が行う待機児童解消や保育環境改善のための保育所等の施設整備に対し補助を行います。</u>

8 過疎地域における医療の確保に関する事項

へき地診療所の運営費補助、医師の確保、各診療所等と連携した巡回診療等を実施することにより、医療の確保に努めます。

事業名	事業内容
へき地医療支援機構委託（法第20条の規定に基づくもの）	へき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請や研修計画・プログラム作成等支援機構の運営業務を行います。
へき地医療拠点病院運営費補助金（法第20条の規定に基づくもの）	へき地医療拠点病院が行う無医地区巡回診療等に対する運営費補助を行います。
国民健康保険特別調整交付金（へき地診療所運営費交付分）	へき地の国民健康保険直営診療施設が市町に設置されている場合に、当該直営診療所施設の運営にかかる施設管理費、医業費等の経費を2/3または5/10以内の額で交付します。

9 過疎地域における教育の振興に関する事項

教育環境の整備に取り組むとともに、地域の特色を活かした教育や地域住民との交流を通じた学校づくりを推進します。

事業名	事業内容
自治振興交付金（青少年育成地域活動支援事業）	地域の特性を活かした青少年と社会との接点づくりに資する事業に要する経費について支援します。
<u>クラブアドバイザー配置事業</u>	<u>クラブアドバイザーの定期的な訪問および運営に関するアドバイスや、運営にかかる研修会等の実施により、県内の総合型地域スポーツクラブの創設サポート、運営維持につなげます。</u>
学校施設環境改善交付金	公立学校の施設整備に対する国庫補助制度の活用について支援します。
公立学校施設整備費負担金	公立の小学校または中学校の新築または増築に対する国庫補助制度の活用について支援します。
へき地児童生徒援助費等補助金	スクールバスの購入や学校統合が行われた場合における通学費補助等に対する国庫補助制度の活用について支援します。
<u>県立高等学校魅力化推進事業</u>	<u>生徒が生きる力を身に付け、自らにあった学びができる、魅力と活力のある県立高校づくりを進めます。</u>

事業名	事業内容
<u>「北の近江振興」高校魅力 化推進プロジェクト事業</u>	<u>北部地域の高等学校で学ぶ高校生が、地域に目を向けた探究的な学びを通じて、北部振興について考え、発信するとともに、地域で活躍し、地域振興に寄与する人材の育成を図ります。</u>
県教育長等へき地学校特別訪問	県内のへき地指定校（特地校・少人数校を含む）を訪問し、学校経営、教育課程の編成、少人数・複式学級における学習指導等について必要な指導と助言を行うとともに、児童生徒用図書を贈呈します。
<u>学校を核とした地域力強化プラン事業</u>	<u>地域学校協働活動、コミュニティ・スクール、家庭教育支援等、地域住民等の参画により、地域の将来を担う人の育成を社会全体で担うとともに、持続可能な地域の教育基盤の形成を図る取組を支援します。</u>
自治振興交付金（たんぼのこ体験事業）【再掲】	小学校が実施する農業体験学習等に要する経費について支援します。

10 過疎地域における集落の整備に関する事項

集落間の連携など地域コミュニティの課題への支援等により、集落機能の維持・活性化を図ります。

事業名	事業内容
自治振興交付金（個性輝く自治活動支援事業）	自治会、町内会、区等の地域住民組織が実施する集会所の整備に要する経費について支援します。
自治振興交付金（山村辺地等活性化事業）	辺地等の特定地域を有する市町が実施する以下の単独事業に要する経費について支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境施設の整備 ・医療・福祉施設の整備 ・地域産業の振興を図るための施設の整備 ・教育・文化の振興を図るための施設の整備
自治振興交付金（地域救急対応力向上促進事業）	市町が行う公共施設（小中学校・公民館等）への AED（自動体外式除細動器）の初期設置に要する経費について支援します。
<u>地域コーディネーター養成事業【再掲】</u>	<u>圏域を越えて、プラットフォームや地域のコミュニティと人材や団体をつなげるための人材（地域コーディネーター）の育成・確保を行います。</u>
バス運行対策費補助金【再掲】	地方バス路線の運行を確保するため、国庫補助制度の活用により、路線バス事業者の運行欠損等に対し、市町と協調して補助します。
コミュニティバス等運行対策費補助金【再掲】	地方バス路線の運行を確保するため、コミュニティバス等の運行事業を行う市町に対し、補助します。

事業名	事業内容
<u>バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業【再掲】</u>	<u>地域における生活交通を維持し、交通弱者の移動手段を確保するため、バス事業者等が行う生産性向上および労働環境改善への取組等に対して支援を行います。</u>

11 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

地域文化を掘り起こし、育成、発信する住民等の取組を支援することにより、地域の活性化を図ります。

事業名	事業内容
<u>北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業</u>	<u>公募により選定したアーティストが県北部地域に滞在し、住民や来訪者と交流しながら行う作品制作や発表など創作活動を支援することで、地域の魅力や課題をアートで可視化し、地域のにぎわいや関係人口の創出につなげます。</u>
指定文化財保存修理等補助金	指定文化財の所有者等が実施する文化財の保存修理事業等への支援を行います。
<u>巨樹・巨木林保全活用事業【再掲】</u>	<u>琵琶湖源流域の水源の森に残る巨樹・巨木林の保全活動に対して支援を行うとともに、地域資源の持続的な活用のため、地域、企業、大学などの連携を促進し、活動基盤の構築や人材育成を行います。</u>

12 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

再生可能エネルギー設備等の導入支援により再生可能エネルギーの利用を促すとともに、地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することで地域の活性化を図ります。

事業名	事業内容
<u>スマート・ライフスタイル普及促進事業</u>	<u>家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に進めるため、太陽光発電システムや蓄電池、高効率給湯器等の再エネ・省エネ設備を導入する取組に対して支援します。</u>
省エネ・再エネ等推進加速化事業	中小事業者等による省エネ化・再エネ等導入の取組を促進するため、専門家による省エネ診断の実施や省エネ・再エネ等設備の整備に対して支援します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

過疎地域内の設備投資に対し課税免除を行い、設備投資を促すとともに、市町の地域特性や課題に応じた創意と工夫のある施策展開や相互連携を促す事業の実施を支援することで、地域の活性化を図ります。

事業名	事業内容
県税の課税免除	過疎地域において製造業、農林水産物等販売業、旅館業または情報サービス業等の用に供する一定の特別償却設備の取得等をした者について、事業税、不動産取得税および固定資産税を課税免除します。また、過疎地域において畜産業または水産業を行う一定の個人について、事業税を課税免除します。(いずれの課税免除も市町計画において産業振興促進事項について定められていることを要します)
<u>北の近江振興プロジェクト推進補助金</u>	<u>「北の近江振興総合プロジェクト」に寄与する地域性を活かした北部3市の取組を支援します。</u>
自治振興交付金提案事業	人口減少を見据え、市町の地域特性や課題に応じた創意と工夫のある施策展開や相互連携を促す事業の実施を支援します。事業実施にあたっては、人口減少率に応じて交付限度額の加算措置を行います。

14 過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策、過疎地域市町間の連絡調整、人的および技術的援助その他必要な援助

計画の実施にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、全県的な見地から、過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策を講じるとともに、関係市町間の連絡調整ならびに市町が過疎地域の持続的発展のために取り組む事業に対する人的および技術的援助その他必要な援助を行うよう努めます。